

徳島県告示第五百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年八月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	廃止年月日
アイ調剤薬局川内店	徳島市川内町平石住吉三三〇 一	株式会社ボン・ア ーム	令和三年五月 三十一日
大守歯科医院	小松島市赤石町四 九五	大守 明久	同 六月 三十日
白神歯科	徳島市八百屋町三丁目七	浦川 清秀	同